

保安規程変更届出書

東北電原運第41号

2020年10月8日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康一郎

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2020年 9月25日

以上

変 更 内 容

- (1) 原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴い、関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表の改定後欄のとおり変更する。
- (2) 記載の適正化

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>原－6</p> <p>保 安 規 程</p> <p>電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)</p> <p><u>令和2年 3月30日</u></p> <p>東北電力株式会社</p>	<p>原－6</p> <p>保 安 規 程</p> <p>電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)</p> <p><u>2020年 9月25日</u></p> <p>東北電力株式会社</p>	<p>改正による日付の変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
目 次	目 次	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1条 目 的 …………… 1	第1条 目 的 …………… 1	
第2条 適用範囲 …………… 1	第2条 適用範囲 …………… 1	
第3条 保安規程の変更 …………… 1	第3条 保安規程の変更 …………… 1	
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第4条 保安組織 …………… 1	第4条 保安組織 …………… 1	
第5条 関係法令および保安規程の遵守の体制 …………… 1	第5条 関係法令および保安規程の遵守の体制 …………… 1	
第6条 基本的職務 …………… 1	第6条 基本的職務 …………… 1	
第7条 主任技術者の選任 …………… 2	第7条 主任技術者の選任 …………… 2	
第8条 主任技術者補佐の指名 …………… 3	第8条 主任技術者補佐の指名 …………… 3	
第9条 主任技術者の職務等 …………… 3	第9条 主任技術者の職務等 …………… 3	
第10条 主任技術者不在時の措置 …………… 3	第10条 主任技術者不在時の措置 …………… 3	
第11条 主任技術者複数の場合の措置 …………… 3	第11条 主任技術者複数の場合の措置 …………… 3	
第12条 主任技術者の解任 …………… 3	第12条 主任技術者の解任 …………… 3	
第3章 保安教育	第3章 保安教育	
第13条 教育・訓練…………… 3	第13条 教育・訓練…………… 3	
第4章 電気工作物の工事および維持	第4章 電気工作物の工事および維持	
第14条 工事計画の申請または届出行為の確認 …………… 4	第14条 工事計画等 ² の申請または届出行為の確認 …………… 4	原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更
第15条 工事に係わる検査，巡視および点検 …………… 4	第15条 工事に係わる検査，巡視および点検 …………… 4	
第16条 維持に係わる巡視，点検， <u>検査および補修等</u> …………… 4	第16条 維持に係わる巡視，点検 <u>および検査</u> …………… 4	
第17条 巡視，点検および検査の結果に対する措置 …………… 5	第17条 巡視，点検および検査の結果に対する措置 …………… 5	
第5章 電気工作物の運転，操作	第5章 電気工作物の運転，操作	
第18条 運転，操作の基本 …………… 5	第18条 運転，操作の基本 …………… 5	
第19条 事故および異常時の措置 …………… 5	第19条 事故および異常時の措置 …………… 5	
第20条 災害その他非常時の措置 …………… 5	第20条 災害その他非常時の措置 …………… 5	
第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合の保全 …………… 6	第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合の保全 …………… 6	
第6章 発電用電気工作物の工事，維持および運用	第6章 発電用電気工作物の工事，維持および運用	
第22条 保安の計画と実施 …………… 6	第22条 保安の計画と実施 …………… 6	
第23条 評価および改善 …………… 6	第23条 評価および改善 …………… 6	
第24条 文書の管理 …………… 6	第24条 文書の管理 …………… 6	
第25条 外部調達 …………… 6	第25条 外部調達 …………… 6	
第7章 記 録	第7章 記 録	
第26条 記録項目 …………… 7	第26条 記録項目 …………… 7	
附則…………… 8	附則…………… 8	
別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連） …… 9	別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連） …… 9	
別表第2 関係法令および保安規程の遵守の体制（第5条関連） …… 12	別表第2 関係法令および保安規程の遵守の体制（第5条関連） …… 12	
別表第3 巡視に関する標準（第16条第1項（1）関連） …………… 13	別表第3 巡視に関する標準（第16条第1項（1）関連） …………… 13	
別表第4 関係規程類一覧表（第24条関連） …………… 13	別表第4 関係規程類一覧表（第24条関連） …………… 13	

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の工事，維持および運用の保安確保に関する業務に携わる者は関係法令および保安規程を遵守し，それぞれの役割に応じて次の基本的職務を遂行する。</p> <p>2 社長は，電気工作物の保安を確保するため，原子力本部長，本店部長および原子力発電所長（以下，「所長」という）を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は，法令およびこの規程を遵守し電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うため，具体的には次の各号に定める職務等を責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下，「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に定める使用前事業者検査および原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。</p> <p>(4) 電気事業法または原子炉等規制法に基づき行う<u>立入検査</u>，<u>審査</u>には，原則として立会う。</p> <p>(5) <u>電気事業法に基づき行う使用前検査または原子炉等規制法に基づき行う使用前事業者検査</u>には，あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を適切に行う。</p> <p>(6) 主任技術者が点検すべき記録を定め，これを確認する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(教育・訓練)</p> <p>第13条 電気工作物の工事，維持および運用に従事する者に対しては，日常の業務を通じて，各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を行うほか，計画的な教育・訓練を実施するとともに，その結果を定期的に評価し保安教育の継続的な向上に努める。</p> <p>2 保安に関する教育・訓練は，原則として次の各号に定める内容のうち，各々の従事する業務に必要なものを行う。</p> <p>(1) 電気事業法およびこれに関係する法令，業務遂行上必要とされる法令ならびに本規程の遵守に関する事項。</p> <p>(2) 電気工作物の設計，工事，巡視，点検，検査，<u>補修および運転</u>に関する知識，技能の習得，向上に資する事項。</p> <p>(3) 第19条第2項に基づく事故時および第20条に基づく非常災害時の措置ならびにその演習，訓練に関する事項。</p> <p>3 前項に定める保安教育を計画的に実施するための教育訓練計画を定める。</p>	<p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の工事，維持および運用の保安確保に関する業務に携わる者は関係法令および保安規程を遵守し，それぞれの役割に応じて次の基本的職務を遂行する。</p> <p>2 社長は，電気工作物の保安を確保するため，原子力本部長，本店部長および原子力発電所長（以下，「所長」という。）を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は，法令およびこの規程を遵守し電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うため，具体的には次の各号に定める職務等を責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下，「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に定める使用前事業者検査および原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。</p> <p>(4) 電気事業法または原子炉等規制法に基づき行う<u>立入検査</u>には，原則として立会う。</p> <p>(5) <u>電気事業法に基づき行う使用前検査</u>には，あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を適切に行う。</p> <p>(6) 主任技術者が点検すべき記録を定め，これを確認する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(教育・訓練)</p> <p>第13条 電気工作物の工事，維持および運用に従事する者に対しては，日常の業務を通じて，各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を行うほか，計画的な教育・訓練を実施するとともに，その結果を定期的に評価し保安教育の継続的な向上に努める。</p> <p>2 保安に関する教育・訓練は，原則として次の各号に定める内容のうち，各々の従事する業務に必要なものを行う。</p> <p>(1) 電気事業法およびこれに関係する法令，業務遂行上必要とされる法令ならびに本規程の遵守に関する事項。</p> <p>(2) 電気工作物の設計，工事，巡視，点検，検査<u>および運転</u>に関する知識，技能の習得，向上に資する事項。</p> <p>(3) 第19条第2項に基づく事故時および第20条に基づく非常災害時の措置ならびにその演習，訓練に関する事項。</p> <p>3 前項に定める保安教育を計画的に実施するための教育訓練計画を定める。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>(工事計画の申請または届出行為の確認)</p> <p>第14条 電気工作物の設置、変更については、電気事業法に基づく「工事計画の申請または届出」および原子炉等規制法に基づく「設計及び工事の計画の申請または届出」を必要とする工事に該当するか否かを確認するための手続きを定める。</p> <p>2 申請または届出を行う必要がある工事について、電気事業法および原子炉等規制法の規定に基づいて申請または届出が行われたかどうかを確認するための手続きを定める。</p> <p>(工事に係わる検査、巡視および点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中または工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電用工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」という)に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める女川原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「女川保安規定」という。)および東通原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「東通保安規定」という。)に定める『<u>保守管理</u>計画』により、必要に応じて検査、巡視および点検を行う。</p> <p>なお、保全計画の策定については、第16条による。</p> <p>(中略)</p>	<p>(工事計画等の申請または届出行為の確認)</p> <p>第14条 電気工作物の設置、変更については、電気事業法に基づく「工事計画の申請または届出」および原子炉等規制法に基づく「設計及び工事の計画の申請または届出」を必要とする工事に該当するか否かを確認するための手続きを定める。</p> <p>2 申請または届出を行う必要がある工事について、電気事業法および原子炉等規制法の規定に基づいて申請または届出が行われたかどうかを確認するための手続きを定める。</p> <p>(工事に係わる検査、巡視および点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中または工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電用工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」という)に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める女川原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「女川保安規定」という。)および東通原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「東通保安規定」という。)に定める『<u>施設管理</u>計画』により、必要に応じて検査、巡視および点検を行う。</p> <p>なお、保全計画の策定については、第16条による。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p>
<p>(維持に係わる巡視、点検、<u>検査および補修等</u>)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、女川保安規定および東通保安規定に定める『<u>保守管理</u>計画』により、次の各号に定める巡視、点検、<u>検査および補修等</u>を行う。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持することおよび事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じて、別表第3に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに基づき点検、<u>検査および補修等</u>を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合および事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、<u>検査および補修等</u>を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(維持に係わる巡視、点検<u>および検査</u>)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、女川保安規定および東通保安規定に定める『<u>施設管理</u>計画』により、次の各号に定める巡視、点検<u>および検査</u>を行う。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持することおよび事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じて、別表第3に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに基づき点検<u>および検査</u>を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合および事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検<u>および検査</u>を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、女川保安規定および東通保安規定に定める『<u>保守管理</u>計画』により、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、<u>検査および補修等</u>を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 発電用電気工作物の工事、維持および運用</p> <p>(保安の計画と実施)</p> <p>第22条 発電用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安について、女川保安規定および東通保安規定に定める『<u>品質保証</u>計画』に基づき社長が定める品質方針および本規程第4条に示す体制に基づき計画を定め、これに従い実施する。</p> <p>なお、計画は、実施にあたって必要となる人的<u>及び</u>物的資源について十分に考慮して策定する。</p> <p>(評価および改善)</p> <p>第23条 発電用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の活動を評価し、必要に応じて改善を行う手順を定め実施する。</p> <p>上記手順において、評価については社内外から得られた保安に関する知見を重要度に応じて反映する手順を定め、改善については重要度に応じて再発防止のために行う是正や<u>予防</u>に関する処置の手順を定める。</p> <p>なお、保安活動の評価の結果、公共の安全確保に対して大きな影響を与えるものはその情報を公開する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、女川保安規定および東通保安規定に定める『<u>施設管理</u>計画』により、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検<u>および検査</u>を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 発電用電気工作物の工事、維持および運用</p> <p>(保安の計画と実施)</p> <p>第22条 発電用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安について、女川保安規定および東通保安規定に定める『<u>品質マネジメントシステム</u>計画』に基づき社長が定める品質方針および本規程第4条に示す体制に基づき計画を定め、これに従い実施する。</p> <p>なお、計画は、実施にあたって必要となる人的<u>および</u>物的資源について十分に考慮して策定する。</p> <p>(評価および改善)</p> <p>第23条 発電用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の活動を評価し、必要に応じて改善を行う手順を定め実施する。</p> <p>上記手順において、評価については社内外から得られた保安に関する知見を重要度に応じて反映する手順を定め、改善については重要度に応じて再発防止のために行う是正や<u>未然防止</u>に関する処置の手順を定める。</p> <p>なお、保安活動の評価の結果、公共の安全確保に対して大きな影響を与えるものはその情報を公開する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <u>本規程は、令和2年4月1日より施行する。</u> <u>ただし、女川原子力発電所1号炉の廃止措置に伴う変更については、第4条別表第1の組織への変更を行う日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <u>本規程は、2020年9月25日より施行する。</u></p>	<p>改正に伴う施行期日の変更</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌 (第4条, 第5条関連)</p> <p>その1</p> <p>〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価, 改善は関係する組織に共通〕</p> <p>原子力本部長</p> <p>原子力本部</p> <p>〔<u>原子力発電設備に係わる計画等の策定・推進。</u>〕</p> <p>原子力部</p> <p>〔<u>原子力発電設備の運用, 保守, 保守, 建設・改良(土木建築部の分掌事項を除く)の計画, 調整, 管理の統括。化学, 放射性廃棄物の管理, 炉心, 原子燃料の管理。</u>〕</p> <p>原子力発電所 その2へ</p> <p>土木建築部</p> <p>〔<u>原子力発電設備の保守, 保守, 建設・改良の計画, 調整, 管理の統括。</u>〕</p> <p>原子力考査室</p> <p>〔保安活動, 法令遵守に関する監査。〕</p> <p>社長</p>	<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌 (第4条, 第5条関連)</p> <p><u>〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価, 改善は関係する組織に共通〕</u></p> <p>その1</p> <p>【本店】</p> <p>原子力考査室</p> <p>〔保安活動, 法令遵守に関する監査〕</p> <p>土木建築部</p> <p>〔<u>土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務</u>〕</p> <p>原子力部</p> <p>〔<u>原子力部が実施する発電所の保安に関する業務</u>〕</p> <p>原子力発電所 その2へ</p> <p>原子力本部長</p> <p>〔<u>(原子力本部)</u>〕</p> <p>社長</p>	<p>記載の適正化</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>その2 【女川原子力発電所】 [発電用電気工作物に関する保安活動の評価、改善は関係する組織に共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括グループ <ul style="list-style-type: none"> 品質保証の総括 品質保証活動の監査、指導・助言 検査グループ <ul style="list-style-type: none"> 検査総括 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ <ul style="list-style-type: none"> 災害対策、一般防災 調達先選定 警備グループ <ul style="list-style-type: none"> 所内警備 技術統括部 <ul style="list-style-type: none"> 技術グループ <ul style="list-style-type: none"> 保安管理、技術調査の総括 以上に関する教育・訓練 保安教育の総括 計画管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 運転・定期検査計画、運営計画の総括 防災グループ <ul style="list-style-type: none"> 防火管理の総括 原子力防災 以上に関する教育・訓練 環境・燃料部 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理 環境放射線モニタリング 環境調査の実施、化学管理 放射性廃棄物(液体・気体)管理 以上に関する教育・訓練 輸送・固体廃棄物管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 燃料の運搬 放射性廃棄物(固体)管理 以上に関する教育・訓練 原子燃料グループ <ul style="list-style-type: none"> 炉心性能管理、燃料管理 以上に関する教育・訓練 廃止措置管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理の統括 廃止措置管理に関する教育・訓練 保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ <ul style="list-style-type: none"> 保全計画の総括 工程管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 定期検査工程管理 電気グループ <ul style="list-style-type: none"> 電気設備に係る以下の業務 修繕、改良工事の計画、実施 保修に関する教育・訓練 計測制御グループ <ul style="list-style-type: none"> 計測・制御設備に係る以下の業務 修繕、改良工事の計画、実施 保修に関する教育・訓練 原子炉グループ <ul style="list-style-type: none"> 機械設備(原子炉設備)に係る以下の業務 修繕、改良工事の計画、実施 保修に関する教育・訓練 タービングループ <ul style="list-style-type: none"> 機械設備(原子炉設備を除く)に係る以下の業務 修繕、改良工事の計画、実施 保修に関する教育・訓練 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 土木グループ <ul style="list-style-type: none"> 土木設備に係る以下の業務 修繕、改良工事の計画、実施 保修に関する教育・訓練 建築グループ <ul style="list-style-type: none"> 建築設備に係る以下の業務 修繕、改良工事の計画、実施 保修に関する教育・訓練 発電部 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備の運転管理、運転の計画 運転要員の教育・訓練 <p>原子力発電所 ・電気主任技術者 ・ボイラー・タービン主任技術者</p>	<p>その2 【女川原子力発電所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括グループ <ul style="list-style-type: none"> 品質保証活動の指導・助言 品質保証の総括 検査グループ <ul style="list-style-type: none"> 検査の総括 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ <ul style="list-style-type: none"> 供給者の選定 警備グループ <ul style="list-style-type: none"> 保安区域および周辺監視区域の管理 技術統括部 <ul style="list-style-type: none"> 技術グループ <ul style="list-style-type: none"> 保安管理の総括 計画管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 運営計画の総括 原子炉施設の定期的な評価の総括 防災グループ <ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動のための体制の整備 緊急時の措置の総括 環境・燃料部 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理 化学管理 放射性廃棄物(液体・気体)の管理 環境放射線モニタリング 輸送・固体廃棄物管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 燃料の運搬 放射性廃棄物(固体)の管理 原子燃料グループ <ul style="list-style-type: none"> 炉心性能管理 燃料の管理 廃止措置管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理の統括 廃止措置工事 保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ <ul style="list-style-type: none"> 施設管理の総括 工程管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 工程管理 電気グループ <ul style="list-style-type: none"> 電気設備の施設管理 計測制御グループ <ul style="list-style-type: none"> 計測制御設備の施設管理 原子炉グループ <ul style="list-style-type: none"> 機械設備(原子炉設備)の施設管理 タービングループ <ul style="list-style-type: none"> 機械設備(原子炉設備を除く)の施設管理 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 土木グループ <ul style="list-style-type: none"> 土木設備の施設管理 建築グループ <ul style="list-style-type: none"> 建築設備の施設管理 発電部 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理グループ <ul style="list-style-type: none"> 運転管理 <p>原子力発電所 ・電気主任技術者 ・ボイラー・タービン主任技術者</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(注) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において、当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合、その個所を除く。</p>	<p>(注1) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において、当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合、その個所を除く。 (注2) 所管業務に基づき行う緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告は関係する組織に共通</p>	

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

現 行	改定後	改定理由
<p>【東通原子力発電所】 〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価、改善は関係する組織に共通〕</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">原子力発電所</div> <ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者 ・ボイラー・タービン主任技術者 </div> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室 { ・品質保証の総括 ・品質保証活動の監査、指導・助言 総務課 { ・災害対策、一般防災 ・調達先選定 警備課 { ・所内警備 技術課 { ・保安管理 ・環境調査の実施、技術調査の総括 ・炉心性能管理、燃料管理 ・以上に関する教育・訓練 ・保安教育の総括 防災課 { ・防火管理の総括 ・原子力防災 ・以上に関する教育・訓練 放射線管理課 { ・放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理 ・環境放射線モニタリング ・以上に関する教育・訓練 電気必修課 { 電気設備、計測・制御設備に係る以下の業務 ・修繕、改良工事の計画、実施 ・必修に関する教育・訓練 機械必修課 { ・運転・定期検査計画、定期検査工程管理、検査統括 ・修繕、改良工事計画、保全計画の総括 機械設備に係る以下の業務 ・修繕、改良工事の計画、実施 ・必修に関する教育・訓練 土木建築課 { 土木建築設備に係る以下の業務 ・修繕、改良工事の計画、実施 ・必修に関する教育・訓練 発電管理課 { ・原子力発電設備の運転管理、運転の計画 ・運転要員の教育・訓練 <p>(注) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において、当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合、その個所を除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>【東通原子力発電所】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">原子力発電所</div> <ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者 ・ボイラー・タービン主任技術者 </div> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室 { ・品質保証活動の指導・助言 ・品質保証の総括 総務課 { ・供給者の選定 警備課 { ・保全区域および周辺監視区域の管理 技術課 { ・炉心性能管理 ・燃料の管理 ・保安管理の総括 防災課 { ・初期消火活動のための体制の整備 ・緊急時の措置の総括 放射線管理課 { ・放射線管理 ・化学管理 ・放射性廃棄物管理 ・環境放射線モニタリング 電気必修課 { ・電気設備および計測制御設備の施設管理 機械必修課 { ・施設管理の総括 ・機械設備の施設管理 土木建築課 { ・土木建築設備の施設管理 発電管理課 { ・運転管理 <p>(注1) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において、当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合、その個所を除く。 (注2) 所管業務に基づき行う緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告は関係する組織に共通</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

現 行	改定後	改定理由																				
<p>別表第3 巡視に関する標準 (第16条第1項 (1) 関連)</p> <table border="1" data-bbox="192 331 1187 531"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備別</th> <th colspan="2">巡 視</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>機器設備</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電設備</td> <td>原子力発電設備全般</td> <td>1回/日 (※)</td> <td>(※) 高線量区域の巡視は、 予め定めた頻度で行 う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	設備別	巡 視		備 考	機器設備	頻度	原子力発電設備	原子力発電設備 全般	1回/日 (※)	(※) 高線量区域の巡視は、 予め定めた頻度で行 う。	<p>別表第3 巡視に関する標準 (第16条第1項 (1) 関連)</p> <table border="1" data-bbox="1291 331 2285 531"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備別</th> <th colspan="2">巡 視</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>機器設備</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電設備</td> <td>原子炉施設全般</td> <td>1回/日 (※)</td> <td>(※) 高線量区域の巡視は、 予め定めた頻度で行 う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	設備別	巡 視		備 考	機器設備	頻度	原子力発電設備	原子炉施設 全般	1回/日 (※)	(※) 高線量区域の巡視は、 予め定めた頻度で行 う。	<p>記載の適正化</p>
設備別		巡 視			備 考																	
	機器設備	頻度																				
原子力発電設備	原子力発電設備 全般	1回/日 (※)	(※) 高線量区域の巡視は、 予め定めた頻度で行 う。																			
設備別	巡 視		備 考																			
	機器設備	頻度																				
原子力発電設備	原子炉施設 全般	1回/日 (※)	(※) 高線量区域の巡視は、 予め定めた頻度で行 う。																			
<p>別表第4 関係規程類一覧表 (第24条関連)</p> <table border="1" data-bbox="213 819 1166 1417"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規程, 基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転, 操作, 保守および工事に関するもの (第13, 14, 15, 16, 18, 26条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 </td> </tr> <tr> <td>2. 非常対策に関するもの (第20条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画 国民保護業務計画 非常災害対策実施基準 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 原子力災害対策実施基準 </td> </tr> <tr> <td>3. 発電用の電気工作物の保安管理に関するもの (第22, 23, 24, 25条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 </td> </tr> <tr> <td>4. 保安規程の変更に関するもの (第3条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保安規程変更取扱い基準 (原子力発電工作物) </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規程, 基準等	1. 運転, 操作, 保守および工事 に関するもの (第13, 14, 15, 16, 18, 26条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 	2. 非常対策に関するもの (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画 国民保護業務計画 非常災害対策実施基準 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 原子力災害対策実施基準 	3. 発電用の電気工作物の保安管理に関するもの (第22, 23, 24, 25条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 	4. 保安規程の変更に関するもの (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 保安規程変更取扱い基準 (原子力発電工作物) 	<p>別表第4 関係規程類一覧表 (第24条関連)</p> <table border="1" data-bbox="1305 808 2264 1411"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規程, 基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事, 維持, 運転および操作に関するもの (第13, 14, 15, 16, 18, 26条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 </td> </tr> <tr> <td>2. 非常対策に関するもの (第20条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画 国民保護業務計画 非常災害対策実施基準 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 原子力災害対策実施基準 </td> </tr> <tr> <td>3. 発電用の電気工作物の保安管理に関するもの (第22, 23, 24, 25条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 </td> </tr> <tr> <td>4. 保安規程の変更に関するもの (第3条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保安規程変更取扱い基準 (原子力発電工作物) </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規程, 基準等	1. 工事, 維持, 運転および操作 に関するもの (第13, 14, 15, 16, 18, 26条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 	2. 非常対策に関するもの (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画 国民保護業務計画 非常災害対策実施基準 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 原子力災害対策実施基準 	3. 発電用の電気工作物の保安管理に関するもの (第22, 23, 24, 25条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 	4. 保安規程の変更に関するもの (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 保安規程変更取扱い基準 (原子力発電工作物) 	<p>原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴う変更</p>
項 目	規程, 基準等																					
1. 運転, 操作, 保守および工事 に関するもの (第13, 14, 15, 16, 18, 26条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 																					
2. 非常対策に関するもの (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画 国民保護業務計画 非常災害対策実施基準 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 原子力災害対策実施基準 																					
3. 発電用の電気工作物の保安管理に関するもの (第22, 23, 24, 25条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 																					
4. 保安規程の変更に関するもの (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 保安規程変更取扱い基準 (原子力発電工作物) 																					
項 目	規程, 基準等																					
1. 工事, 維持, 運転および操作 に関するもの (第13, 14, 15, 16, 18, 26条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 																					
2. 非常対策に関するもの (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画 国民保護業務計画 非常災害対策実施基準 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 原子力災害対策実施基準 																					
3. 発電用の電気工作物の保安管理に関するもの (第22, 23, 24, 25条)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 東通原子力発電所原子炉施設保安規定 																					
4. 保安規程の変更に関するもの (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 保安規程変更取扱い基準 (原子力発電工作物) 																					

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 原子力規制における検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更に伴い、記載内容を見直したため。
- (2) 記載の適正化